

金融機関の反社会的勢力対応を 巡る近時の裁判例について

弁護士 茶木 真理子

第1 はじめに

金融機関の反社会的勢力への対応については、平成19年6月に政府により策定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下、「政府指針」という。)、平成20年3月に金融庁により一部改訂された「主要行等向けの総合的な監督指針」(以下、「監督指針」という。)等により、「一切の関係遮断」が基本原則とされた。これを受けて全国銀行協会及び全国信用金庫協会は、銀行取引約定書や普通預金規定等に盛り込む暴力団排除条項(以下、「暴排条項」という。)の参考例を制定し、金融機関もこれを参考に暴排条項を各規定等に盛り込むことで、反社会的勢力との関係を遮断するための取組を推進してきた。

その後も、金融機関では、反社会的勢力との関係遮断にむけた態勢整備、適切な事前審査・事後審査の実施、反社会的勢力と判明した場合の速やかな取引解消等の各種取組が進められているが、理論上争いとなる論点が残っており、実務上、対応に苦慮する場面が生じることもある。

近時、このような反社会的勢力対応における課題に対し、2つの裁判例が出された。本稿では、この裁判例を紹介するとともに、若干の考察を加えたいと思う。なお、本稿において意見にわたる部分は筆者の私見である。

第2 新規取引申込への対応—東京地判平成26年12月16日金法2011号108頁

1 預金開設申込など、新規取引申込があったという入口場面においては、以前より、契約自由の原則が妥当する場面であり、反社との疑いがあれば口座開設申込を謝絶しても法的には問題はなく、また、謝絶の理由を説明する必要もないと解されてきた。いったん反社との取引関係に入ってしまうと、これを解消することは容易ではないから、入口場面での厳格な対応が重要である。この点に関する判断を示したのが、東京地裁平成26年12月16日判決である。

2 事案の概要

原告(個人)が被告(銀行)に対し普通預金口座の開

設申込みをしたところ、被告はこれを拒絶した。被告は合理的な理由なく口座開設申込を拒絶してはならない義務があったにもかかわらず、原告の父が過去に政治団体に所属していたことを理由に拒絶したと考えられるとして、原告が被告に対し不法行為に基づく損害賠償(慰謝料)の支払を求めた事案である。

3 判決の内容

確かに、銀行業については、銀行取引が一般消費者の社会生活にとって不可欠な生活手段となっているほか、国民経済の発展に資するという公共性が認められる。

しかし、預金口座の開設申込みがされた場合において、銀行に承諾を義務付ける法令上の根拠はないし、また、上記のような銀行業務の公共性から、直ちに、預金口座の開設の申込みの場面における契約自由の原則の適用が制限され、銀行が預金口座の開設の申込みを承諾すべき義務があるとまではいえない。

被告は、本件口座開設申込を拒否した理由について、総合的に判断した結果である旨回答しており、原告が既に被告の別支店に普通預金口座を有しており、本件口座開設申込を拒否されたとしても銀行取引を行うことが可能であったことを考慮すると、原告の父が過去に政治団体に所属していたという事実をもって、本件口座開設申込を拒否したと認めることはできない。

よって、被告が本件口座開設申込を拒否したことについて、不法行為は成立しない。

4 考察

本判決は、法令上の根拠がないこと、銀行業務の公共性から、直ちに、被告には原告の口座開設申込みを承諾すべき義務はないと判断したものである。

入口場面では、契約自由の原則が制限されることなく、口座開設申込みを拒絶できるとの見解が是認されたことは評価できる。また、口座開設申込みを承諾すべき義務がなく、契約自由の原則が制限されない以上、拒絶の理由を明らかにする義務もないと解される。

なお、本判決は、不法行為の成立を否定する理由として、同じ銀行の他支店で原告が口座を有していたことを考慮している。このため、仮に他支店で口座を有していないケースでは結論が異なるのかが問題となり得るが、多くの日常的な取引において現金払いでの対応が可能であり、社会生活を送る上で預金口座は必須と言えない状況を踏まえると、この点

を過度に強調し、拒絶を躊躇する必要はないもの
と考える。

第3 暴排条項の遡及適用について—福岡地判平成 28年3月4日金法2038号94頁

1 前述のとおり、全国銀行協会は、平成21年9月に
普通預金規定に盛り込む暴排条項の参考例を公表
し、これを加盟銀行に通知した。また、全国信用金
庫協会でも同様の対応が取られた。暴排条項とは、
反社会的勢力でないことを表明・確約すること、取
引開始後に相手方が反社会的勢力であると判明した
場合等に預金を解約することを内容とするものであ
る。そして、全国銀行協会等からの通知を受けて、
各金融機関は普通預金規定にこの暴排条項を導入し
た。

反社会的勢力との関係遮断という暴排条項の目的
を達するためには、その導入以前から普通預金契約
をしていた顧客についても、暴排条項を適用させる
必要がある。しかし、このような遡及適用を認めて
よいのか、約款を追加的に不利益変更している以上、
適用にあたっては個別の同意を得ることが必要な
のではないかと、この点が論点となり、見解は分か
れている。実務上も、遡及適用は困難であるとして、
対象となる顧客については合意を得て解約する
方式を採用している金融機関も存在するようである。

この暴排条項の遡及適用の問題について、初めて
判断したのが福岡地裁平成28年3月4日判決である。

2 事案の概要

被告Y1銀行及び被告Y2銀行とそれぞれ預金契約
を締結した原告らが、被告らが預金契約締結後に預
金規定に追加した暴排条項に基づき預金契約を解約
したことについて、①暴排条項の有効性、また、②
仮に有効であるとしても追加された暴排条項が遡及
的に適用されることを争い、③さらには本件で預金
契約を解約することは信義則違反ないしは権利濫用
に当たるなどとして、預金契約の解約は無効である
と主張した事案である。

3 判決の内容

(1) ①暴排条項の有効性について

ア 被告らが普通預金規定等の取引約款に暴排条
項を追加した目的は、政府指針や金融庁の監督
指針等の趣旨を踏まえ、反社会的勢力との関係
遮断が特に強く求められる金融機関としての社
会的責任を全うすべく、近年、暴力団を始めと
する反社会的勢力が資金獲得活動を巧妙化させ

ている中で、不当な資金獲得活動の温床となり
かねない取引を根絶するため、反社会的勢力と
の取引を拒絶し、預金口座の不正利用等による
被告らの被害を防止するのみならず、反社会的
勢力の経済活動ないし資金獲得活動を制限し、
これを社会から排除して、市民社会の安全と平
穩の確保を図ることにあると認められ、暴排条
項の目的の正当性及び必要性が認められること
は明らかである。

イ 誓約書の徴求や預金口座のモニタリングに
よっては、反社会的勢力による預金口座の不正
利用や資金獲得等を事前に確実に防ぐことがで
きず、一度不正利用等がされれば被告らにとっ
て看過し難い被害が生じ、事後的な対応によっ
てその被害を回復したり、反社会的勢力が得た
利益を取り戻したりすることも困難であること
からすれば、上記目的達成のため、反社会的勢
力に属する預金契約者に対し、解約を求めるこ
とも上記目的を達成する手段としては合理的と
いえる。一方で、反社会的勢力に属する者には、
預金口座が使用できない場合、社会経済活動
において種々の不都合が生じることは否定で
きないものの、各種支払について口座引落とし
以外の支払方法による支払が可能であることが多
いことからしても、電気、ガス、水道等のいわ
ゆるライフライン契約とは異なり、預金契約に
ついては、契約が締結されなくても社会生活を送
ることがおよそ不可能なものとはいえず、こ
れによる不利益も限定的であるといえる。そも
そも、この不利益自体、反社会的勢力に属しな
くなるという、自らの行動によって回避できる
ものである。

ウ よって、暴排条項は、憲法14条1項、22条1項
の趣旨に反するものとも、公序良俗に反するも
のともいうことができず、有効である。

(2) ②遡及適用の是非について

預金契約のように、ある特定の者が不特定多数
の者を相手方として行う取引であって、その内容
の全部又は一部が画一的であることがその双方に
とって合理的であるような定型的取引については、
定型の取引約款によりその契約関係を規律する
必要性が高いから、取引約款を社会の変化に応
じて変更する必要が生じた場合には、合理的な範
囲において変更されることも、契約上当然に予定
されているということができ、既存契約の相手方

の個別の合意がない限り、その変更の効力が既存の契約に一切及ばないと解するのは相当ではない。

暴排条項は、公益目的を有しており、単に預金口座の不正利用等による被告らの被害を防止することのみを目的としたものではないこと、反社会的勢力による預金口座の不正利用は社会にとって依然として大きな脅威となっていること、暴排条項の目的は暴排条項が追加されたときに既存の預金契約にもこれを適用しなければ達成することが困難であること、暴排条項が適用されることによる不利益は限定的であること、被告では暴排条項の追加に先立ち、その内容や効力発生時期を自行のホームページへの掲載、店頭等におけるポスターの掲示やチラシの配布等の適切な方法により周知していること等を総合考慮すると、暴排条項の追加は合理的な取引約款の変更に当たるといことができ、既存顧客との個別の合意がなくとも、既存の契約に変更の効力を及ぼすことができる。

(3) ③信義則違反・権利濫用

過去に違法な入出金がないことは、解約を制限すべき事情に当たるとはいえない。また、生活口座であるとの主張については、子供の学校関係費用の引落口座等代替性のない生活口座については解約が制限される余地があり得るとしても、本件口座は原告ら社会生活を送る上で不可欠な代替性のないものであるといった事情は認められないから、本件の口座解約は信義則違反ないし権利の濫用に該当するとはいえない。

4 考察

まず、①暴排条項の有効性について、これまでに判断した裁判例としては、刑事事件に関するものではあるが、大阪高判平成25年7月2日判タ1407号221頁があった。本判決も、上記大阪高判と同様に、暴排条項の目的の正当性、必要性、手段の合理性を認定して、有効性を認めている。

次に、②遡及適用の是非については、前述のとおり、これまでこれを否定する見解があり、実務上の対応も分かれていたところ、本判決は、これまでの暴排条項追加に至る経緯や反社会的勢力による被害の実態等も詳細に認定したうえで、明確に遡及適用を認める旨判断したものであって、大きな意義があると考えられる。

最後に、本判決は、③信義則違反・権利濫用の判断の中で、「代替性のない生活口座」の場合には解

約が制限される余地があると述べており、注意が必要と思われる。この「生活口座」に関しては、そもそも何をもって「生活口座」と扱うのか、「生活口座」であっても一律排除すべきか、といった課題が残っている。第2でも述べたとおり、多くの日常的な取引において現金払いでの対応が可能であり、そもそも「代替性のない生活口座」自体が存在するのか疑問であることからすると、本判決の判断を受けても、例えば現役暴力団員の「生活口座」について消極的な対応を取るといっては、金融機関としては望ましくないものと考えられる。

なお、本判決については控訴されているようであり、控訴審判決にも注目したい。

参考文献

- ・「《座談会》〔最新版〕金融機関における反社会的勢力排除への実務対応」金融法務事情2021号6頁
- ・鈴木正人ほか「反社会的勢力の預金口座解約の実例を踏まえた実務上の留意点」金融法務事情2031号6頁
- ・鈴木仁史「暴力団排除条項の追加変更（遡及適用）による口座解約－福岡地判平28.3.4の検討－」金融法務事情2043号6頁
- ・森原憲司「生活口座の取扱いとリスク管理」銀行法務21・790号4頁